

令和4年第10回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年9月5日（月） 開会 午後1時25分
閉会 午後2時45分

2. 場 所 東区役所3階第4・第5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 17名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘（欠席）	9	下谷 邦代（欠席）
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

8番 岩重 隆弘 9番 下谷 邦代

6. 議事録署名者

10番 佐藤 和夫 11番 高畠 辰也

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 西村 昌敏
主 事 山崎 智晴

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (6) 青年等就農計画（変更）の認定に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地法3条許可取消の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和5年度広島市農政に関する意見書（案）について

・その他

- (1) 令和4年度第3回地区協議会の日程等について
- (2) 令和4年9月の現地調査日程について
- (3) 農業委員会の概要（令和4年）について
- (4) みどりの募金について

議 事

議 長（福島会長）

暑さも落ち着いてきたようですが、台風 11 号が接近しているようなので、できるだけ気を付けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 4 年第 10 回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画及び青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。

青年等就農計画、安佐北区白木地区、松田推進委員。安芸区阿戸地区、藤岡推進委員。佐伯区湯来地区、林谷推進委員。よろしくお願いいたします。なお、農業経営改善計画の安佐南区沼田地区、野稻推進委員は欠席です。

本日の欠席者は、8 番、岩重委員、9 番、下谷委員です。出席者が過半数に達しており、総会は成立いたします。

まず、議事録署名者を指名します。10 番、佐藤委員、11 番、高島委員、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、7 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第 1 号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第 3 条の許可申請 7 件について説明いたします。議案の 3 ページから 4 ページをご覧ください。

1 番、2 番、4 番、7 番は、規模拡大のため申請地を取得するものです。

3 番は、農地所有適格法人が新規に農地を取得するものです。ゴボウ、白ネギ、ニンジン等を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

5 番、6 番は農地付き住宅を探していた譲受人が、申請地を住宅と一緒に取得し、新規に就農するものです。野菜等を栽培する旨の営農計画書が添付されています。なお、5 番の申請者は、議案第 6 号で青年等就農計画の認定について審議があります。

これらの案件は、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議 長

議案第 1 号について、担当委員の意見を伺います。1 番の担当は岩重委員ですが欠席しておられます。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

岩重委員からの意見を代読いたします。

8 番の岩重です。1 番の案件は、8 月 1 7 日に己斐委員、事務局職員 2 名と現地確認をしました。譲渡人は遠方移住して維持管理が出来なくなったため、申請地近くに住む譲受人が譲り受け、現在作付けされている梅を栽培しながら、維持管理をしていくということです。申請地はきれいに管理されていて、この申請は問題ないと思います。

議 長

同じく 2 番の担当委員の下谷委員も欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

下谷委員の意見を代読いたします。

2 番の案件は、8 月 1 7 日、佐藤委員、事務局職員 2 名で現地を調査しました。譲受人の実家が〇〇で家から徒歩 1 分くらいのところです。〇〇農事研究会の会員で、朝市に出荷されています。問題ありません。

議 長

3 番、船木委員。

船木委員

1 4 番の船木です。事務局 2 名と谷口委員と一緒に現地を確認しました。譲受人は新規就農者で、農業経験は無いのですが、〇〇大学農学部を卒業しており、J A と広島市が開催する研修会にも参加し、技術を習得する予定です。それから祖父より農機具の使用方法、農業経営の指導を受ける予定です。近隣の農家の方と協力し農業事業を運営していくということで問題はないと思います。

議 長

4 番、山縣委員。

山縣委員

1 6 番の山縣です。4 番は、8 月 1 6 日に私と河野委員、事務局職員 2 名で現地調査しました。申請地は農地として管理されております。譲渡人は、高齢で農地の耕作が困難なため、経営規模を拡大したい譲受人に所有権移転するものです。下限面積 1, 0 0 0 m²はクリアしています。周辺農地等移転に伴う支障はなく許可相当と思います。

議 長

5 番から 7 番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。現地調査を8月18日に事務局2名、そして児玉委員と調査いたしました。

5番の案件は、譲り受ける活力農業研修〇〇期生の譲受人が今年4月当地に就農し、住居、新居を模索する中、地域の世話役より紹介されたのが本農地3筆〇〇㎡と家屋のセットでございました。譲渡人は、高齢で譲渡を希望され両者合意のもと申請されたもので、許可相当に異議ございません。

次に6番の案件は、譲渡人は耕作困難のことから、農地5筆〇〇㎡と、家屋も売却、所有権移転を望み、一方の譲受人は以前から農業をしたいと考えていたことから、今回の好条件に移住を決意とのこと。許可相当に異議ございません。

次に7番ですが、譲渡人は6番の案件と同様に耕作困難であることから、農地1筆〇〇㎡について規模拡大を目指す譲受人が取得に至ったとのこと。異議ございません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、7件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について3件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の3件について説明します。議案の5ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を、近隣で運営しているドッグランの利用者用駐車場として利用するものです。

2番、3番は雑種地への一時転用事案で、道路面より低地の2枚の田で構成されている土地を相続後に親族間で4区画に分割し、内2区画を道路面まで嵩上げて住宅を建築し、本申請地である残りの2区画についても利便性の向上のため、道路面まで

農地を嵩上げしようとするものです。一時転用期間は令和4年12月1日から令和5年3月31日となっています。

なお、住宅を建築する2区画のうち1つは、議案第3号の11番の案件となります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地でもあり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

1番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

2番、3番の案件は一体で造成事業を行うものであり、500㎡以上2,000㎡未満の土砂堆積を伴うため、本総会で承認されますと、広島市土砂堆積等規制条例の承認を確認し、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

それでは担当委員のご意見をお伺いします。1番、船木委員。

船木委員

14番の船木です。事務局員2人と一緒に現地を確認しました。先ほど事務局から説明があったとおりで問題はないと思います。

議 長

2番、3番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。8月18日に事務局の方2名と現地調査をしました。

2番は住宅の移転に伴う土地の調整、一時転用ということで、問題はないと思います。

3番も住宅の移転に伴う雑種地への一時転用ということで問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番を許可することに決定いたします。

2番、3番は、広島市土砂体積等規制条例の承認を確認したのちに、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について13件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の13件について、説明いたします。議案の6ページから8ページをご覧ください。

1番から3番、5番、7番、9番、及び11番から13番は宅地への転用事案で、譲受人が申請地を譲り受け又は借り受けて、住宅用の敷地、倉庫、及び庭敷きとして利用するものです。1番、2番、9番、11番及び13番は住宅用地として、3番、5番は倉庫として、7番、12番は敷地、庭として利用されます。

4番、6番、及び10番は、雑種地への転用事案で、譲受人が申請地を譲り受け又は借り受けて、駐車場、通路、資材置場へ転用するものです。6番については、一時転用事案で、芸備線の災害対策工事のための資材置場として利用しようとするものです。転用期間は許可日から6か月間となっています。

8番は、雑種地への転用事案で、申請地に地上権を設定し、太陽光発電設備として利用するものです。

1番、2番、5番、8番、及び10番を除く申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

また、1番、2番、5番、8番、及び10番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年8月19日付でされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

3番、7番、及び10番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書又は経緯書を添付させています。

8番を除く12件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

8番については、転用面積が30アールを超えるため、本総会で承認されますと、9月16日（金）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なし

との回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺い致します。1番から5番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。8月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。1番、2番につきましては、7月21日に現地調査を行っていましたが、譲受人の持分割合が未定のため、今月に延期になったものです。転用者は近隣の安佐南区〇〇に事務所を構える会社に勤務しており、通勤圏内で、自然豊かな沼田町〇〇地区で住宅及び駐車場としての土地を探していましたが、容易に見つからず、土地の所有者が農地として管理し続けることに不安を抱いていた本件土地が唯一転用者の希望に合致したということで申請が出されたもので、先ほどの説明のとおり、特に問題はないと思います。

3番は、昭和60年に申請地分筆以降、農地法の手続きを得ることなく軽量鉄骨の車庫を建設し、その状況が今日まで続いています。引き続き譲受人が車庫、物置として利用する予定となっています。手続きの不備ということでございましたが、本件申請は特に問題ないと思います。

4番は、道路向かいに位置する会社駐車場及び資材置場が手狭のため、申請地を会社の駐車場及び資材置場として使用するというものです。これについても、周辺地区の影響、農業振興上の問題も特にありませんし、問題はないと思います。

5番については、農機具等を保管している既存の倉庫が手狭となったため、それを取り壊したうえで、当該申請地まで拡張して、新たな倉庫を新築するものです。本件申請についても、特に問題はないと思います。

議 長

6番担当の岩重委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

岩重委員からの意見を代読いたします。

8番の岩重です。6番の案件は、8月17日に事務局職員2名と現地確認しました。申請地は、隣接地を芸備線の災害対策工事の資材置場として使用する併用地として一時転用しようとするものです。使用後は原状復帰するもので、この一時転用は問題ないと思います。

議 長

7番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。7 番は令和 4 年 8 月 1 7 日に事務局職員 2 名とで現地の調査を行いました。譲受人の父の所有していた住宅が昭和 4 5 年頃県道東広島線道路拡張工事に伴い一部買収され、住宅を南側に移転し、宅地が狭くなったことから、申請地を譲り受け、盛土して、緑地化して現在まで利用してきた案件でございます。始末書も添付されており、隣接農地への影響も無く、問題はありません。

議 長

8 番、谷口委員。

谷口委員

1 3 番の谷口です。8 番の案件につきましては、譲渡人が管理し、長年管理をされていたのですが、休耕状態が続いておりまして、居住地から通いで管理も難しくなったということで、太陽光設備を設置することになりました。周囲も耕作されているところがなく、周囲への影響は無いものと思われ、問題は無いと思います。

議 長

9 番、河野委員。

河野委員

1 5 番の河野です。9 番の案件については、8 月 1 6 日に事務局職員 2 名と現地を調査いたしました。区域は市街化調整区域ですが、農家住宅を建てるということで問題はないと思います。

議 長

1 0 番、吉田委員。

吉田委員

1 7 番吉田です。1 0 番の案件は、昨年ですが、令和 3 年 1 0 月 2 0 日、農振除外時に事務局 2 名と現地調査をしております。譲渡人は不在地主で、本農地は国道と河川と工場の狭間の三角な地形で、譲受人である企業が、専用通路として活用するもので支障が無いと思われ、異議ございません。

議 長

1 1 番、1 2 番、奥田委員。

奥田委員

18番奥田です。8月18日に事務局2名の方と現地調査をいたしました。

11番は住宅の移転に伴う所有権の移転で問題はないと思います。

12番は自宅裏の土地を取得するもので、住宅の拡張に充てる予定で問題はないと思います。

議 長

13番、児玉委員。

児玉委員

19番児玉です。去る8月18日事務局職員2名と現地調査を行いました。譲受人は、譲渡人の娘さんで、家を譲渡人宅の奥側に建てるということで問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、8番を除く12件の案件を許可することに決定いたします。

8番は、広島県農業会議常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について1件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の 9 ページをご覧ください。今回 1 件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定を受ける農地に該当します。以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番、高島委員。

高島委員

11 番の高島です。8 月 17 日に事務局職員 2 名と一緒に現地調査を行いました。場所は旧〇〇号線の側道と軌道敷に挟まれた田んぼです。区域は市街化区域で、水稻が作付けされておりました。管理も十分できており、妥当であると判断させていただきました。

議 長

それでは、その他、ご意見ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定いたします。

続きまして、議案第 5 号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について 1 件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第 5 号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。令和 4 年 8 月 9 日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができるとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3 点あります。第 1 点が、農業経営基盤強化促

進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

なお、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の10ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、別冊1ページから6ページをご覧ください。申請者は、現在、酪農及び和牛繁殖経営を行っています。酪農については、牛群改良を進め、1頭当たりの生乳生産量を1日当たり27.8リットルまで増加させることができました。今後、この乳量を維持しつつ飼養頭数を増やし、年間の生乳生産量を増加させます。また、現在の分娩間隔15か月を今後も維持します。肉用牛については、適切な飼養管理により1年1産することができたので、今後も維持します。作業については、分担することで1日の作業を効率よく行っています。今後も作業分担を進め、交代で休日確保していくことで、年間労働時間1,800時間、年間所得511万5千円を目指す計画を立て、申請するものです。以上で説明を終わります。

議 長

それでは、担当の野稻推進委員は欠席ですので、浅元委員から意見ををお願いします。

浅元委員

7番の浅元です。野稻推進委員が欠席ですので、説明させていただきます。9月2日に申請者の意向調査を行いました。申請者は母親の手伝いとして家業の酪農に関わっておりましたが、約5年前に母親から名義を変更して正式に継承したものです。現在は、父親、叔父夫婦と4人で営んでおり、乳牛、和牛と子牛を含めて現在20頭ほど飼育しています。搾乳は365日、1日も休むことなく、全量を広島県酪農業協同組合へ出荷しています。現在1頭当たり27.8リットルの生乳生産量を、今後は30リットルに増やしたいということです。しかしながら、コロナ禍で学校給食中止などの影響もあり、牛乳は余剰傾向にあります。年3回の頭数調整調査が組合からあり、場合によっては飼養頭数を制限されることもあるということです。飼料の高騰も経営には厳しく、牧草を自前で栽培しておりますが、虫が発生して、ほ場周辺の民家から苦情があり、農薬を使うと牛には良くないので大変悩ましいということでした。堆肥作りについても、これまでは剪定枝を使用しておりましたが、今後は竹チップ、もみ殻等を混和したものにも取り組んでみたいということです。現在は牛舎も空いているので、飼養頭数を増やして、家業として60年以上続いている酪農業を自分の代で終わらせないように出来るだけ頑張って継続していきたいということでございました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第6号、青年等就農計画（変更）の認定に係る意見聴取について、3件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、青年等就農計画（変更）の認定に係る意見聴取について、説明いたします。

令和4年8月26日付けで、広島市長から、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の変更の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。認定を受けるための要件は、2点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれることとなっています。

今回、変更の認定申請のありました3人については、令和4年2月7日の総会に青年等就農計画の認定について上程し、市長に意見なしと回答しましたが、国の新たな支援事業を受けるため、変更の認定申請があったものです。

それでは、議案の11ページをご覧ください。青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、別冊の資料7ページから75ページをご覧ください。

1番の申請者は、当初5年間は、コマツナをメインに生産を行い、作業記録を取りながら、農業指導機関との情報交換を行うことで栽培技術の向上を図るとともに、土壌改良資材投入により高品質・安定生産を行います。また、環境保全型農業の実現を目指し、緑肥化できる作物の栽培を行い、自然由来の資源を活用した農業を実践し、さらに、露地栽培やハウス増設により規模拡大を行い、ハウレンソウ等の高収益作物の栽培に取り組み、年間の労働時間2,000

0 時間、農業所得 2 5 5 万 7 千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

2 番の申請者は、当初 5 年間は、コマツナをメインに生産を行い、作業記録を取りながら、農業指導機関との情報交換を行うことで栽培技術の向上を図ります。将来的には、継続的な栽培データの採取及び分析を行い、高品質・高生産性を目標とします。また、露地栽培やハウス増設により規模拡大を行い、高収益作物の栽培にも取り組み、年間の労働時間 2, 0 0 0 時間、農業所得 2 5 6 万 4 千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

3 番の申請者は、経営の中心は 3 1. 8 a でコマツナを主とした葉物野菜を栽培し、加えて所有予定の農地で白ネギを栽培します。その後、周年で安定した数量を出荷できるような計画的な作付けをするとともに、冬季と夏季の労力バランスを考慮して一部のハウスで温床線を活用し、地域にあった作物の栽培を行います。将来的には既存のほ場で土づくりを行いながら露地・施設にかかわらず規模拡大し、タラノメ等の作物の栽培を行い、年間の労働時間 2, 0 0 0 時間、農業所得 3 5 6 万円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員のご意見をお伺いします。

1 番、松田推進委員。

松田推進委員

安佐北区白木地区担当推進委員松田です。よろしくお願いします。

1 番の申請者ですが、8 月 3 0 日に己斐農業委員とともに、ほ場を訪問して意向調査を行いました。申請者は、農業振興センターの活力農業経営者育成事業で研修を受けて、本年 4 月に安佐北区白木町〇〇地区に農業用ハウス 1 1 棟を建てて、現在はコマツナを主体とした栽培を行っている青年等就農計画認定者です。コマツナは広島中央卸売市場に毎日出荷しており、2 5 ケースないし 3 0 ケースを出荷していると話していました。現在は安佐南区川内に居住しておられる両親や、赤ちゃんが産まれたばかりですが、育児の合間に奥さんに出荷を手伝ってもらっていますが、実質は一人でまわしています。農機具等は青年等就農資金を利用して購入していますが、トラクターは現在知人のものを借りており、1 1 棟のハウスをほぼ一人で稼働していくには、より効率の良い農機具等の購入が必要で、今回青年等就農計画の変更により国の経営発展支援事業の資金支援を受けたいということです。当面コマツナの栽培に専念しますが、経営が安定すれば、ホウレンソウ等の高収益作物を栽培、露地を含む農地の拡大、新しい需要の開発等経営規模の拡大も見込まれます。地元の町内会も遊休農地の解消、若い農業者の転入ということで歓迎しており、町内会で唯一の専業農家として応援しております。訪問した時も作付け前のハウスにビニールを

かけて土壌消毒をするなど、計画的なほ場管理をされていました。農業に取り組む姿勢や努力が認められ、経営も順調に行われていることから、青年等就農計画の変更は問題ないと認められます。

議 長

己斐委員からも意見があればお願いします。

己斐委員

3番の己斐です。この地区はほ場整備地、第一種農地でありまして、耕作者の高齢化とか担い手の不足、離農等で数年前から遊休化しつつあった地区です。今回申請者が就農してくれたことに対しまして、感謝をしています。就農計画変更申請につきましては、問題はないと思います。

議 長

2番、藤岡推進委員。

藤岡推進委員

安芸区阿戸地区を担当しております農地利用最適化推進委員の藤岡と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私は9月1日に山縣委員と1時間程、申請者の作業場に行きまして色々を見ました。申請者は、令和4年4月から11月まで実地研修ということになっており、12月から独り立ちですが、初めてのことなので作業も大変だと思います。暑い日にハウス内での作業はたまったものではありません。頑張っているようです。経営形態は今のところコマツナのみで、ハウスが10棟、作業ハウスが1棟で、ハウス10棟のうち、今現在は3棟で牛糞を運んでビニールを被せて、発酵させているということを聞きました。もう1棟は農業倉庫として農機具を保管していましたので、6棟で栽培しているようです。今後、10棟を全部活用するため、この秋には農業用倉庫を作ると言われていました。

出荷の方は、1日に段ボール20箱くらい収穫できる状態になっています。出荷先は農協を通じて行い、わずかですが一部は知り合いの人に出荷しています。農協は価格の変動があるが、知り合いのところでは価格の変動はないと言っていました。今何か問題があるかと聞いたら、土壌か、水か、肥料か、はっきり分からないが、コマツナの生産にムラがあるようです。今のほ場は元々田んぼだったので、そこで水の流れが良いところと悪いところがあって、それが原因かも分からないと言われていました。また、原因が肥料なのか自分の水のやり方かということは、今後の課題であると話していました。指導機関に相談して今後対策をするとのことでした。申請者のお父さんはエンジニアで、早めに退職して、お父さんが水分の量とか肥料の量を、センサーでキャッチしてパソコンに取り入れて、それを記録して、今後管理していこうとしています。そういう機器は現在もあるが、数十万かかるので、お父さんが作成しているとのこ

とです。そのようなことが器用に出来るのならということで。それとビニールハウスの横側に、ハンドルを自分で回転させて空気の流れを作るのですが、小型モーターで家にもパソコンで操作出来るようになっていて、良いお父さんがいて、作業が楽になり今後が楽しみです。

規模拡大については、今はコマツナですが、土地を借りることができれば、果樹園を始めたいとのこと。果樹園で何を植えるのかと聞いたら、ブドウ農園を始めたいと言っていました。理由は、コマツナを栽培しても、お客さんの笑顔が分からないが、ブドウだったら、お客さんに喜んでもらえる顔が見られるからであると。また、彼の話で驚いたのが、阿戸町にブドウ園を作って、阿戸町を世間に広めたい、全国的に名前を売っていきたいと思っているとのこと。私も阿戸に生まれましたが、そこまで考えたことはないです。阿戸町をとにかく応援したい、阿戸町でブドウ園を始めて、阿戸町の方にお手伝いしてもらって、お客さんの笑顔が見たい、自分の育てた生産物を少しでもみんなに喜んでもらいたい。何か考え方が僕らとは全然違い、阿戸町になくてはならない人物だと思っています。彼は狩猟免許も持っています。阿戸町にはなくてはならない好青年が阿戸町に住んでくれて非常に喜んでおり、今後も陰ながら応援していきたいと思っています。この度の計画変更にあたっては、別に問題はありません。

議 長

ありがとうございました。山縣委員からも意見があればお願いします。

山縣委員

16番山縣です。2番について補足説明します。9月1日、藤岡推進委員と現地調査をするとともに、申請者と面接しました。

本年4月から阿戸町〇〇に於いてビニールハウス10棟のうち6棟でコマツナを栽培しています。コマツナの栽培にも、だいぶ慣れ、今後とも栽培に対し、積極的に取り組んでいきたいとの強い意志が感じとれました。コマツナの栽培は初めての経験で、栽培の技術等試行錯誤しながら、毎日頑張っています。ハウス毎に土壌環境が異なるため、良質なコマツナを栽培するには、まだまだ経験と努力が必要とのこと。

将来は、今までに経験してきた果樹栽培を近隣の農地が借りることができれば、やってみたいとのこと。就農意欲も旺盛で、今後の活躍を大いに期待するものです。

議 長

ありがとうございました。3番、林谷推進委員。

林谷推進委員

湯来町水内地区を担当しております推進委員の林谷です。

3 番の申請者よりハウスの増設について計画変更が申請されておりましたので、8 月 31 日に吉田農業委員と〇〇農園を訪問いたしました。令和 4 年 4 月より湯来町〇〇地区で就農されており、経営の中心はハウス 32 a でコマツナを主体として葉物野菜に取り組んでいますが、特に湯来町のこの地区は雪が降るということで、周年で安定した収量を計画的に作付けをするとともに、冬季と夏季の労力バランスを考慮して 1.8 a のハウスを増設し、床線を活用して、タラの芽等の栽培にも取り組んで、当初のハウスで葉物野菜の出荷を数量確保するとともに、収益の確保を目指すとのことでした。現在は安佐南区川内より通勤型農業をされており、一人で頑張っていますが、同町内の畑付き空き家を購入し、いずれは家族を呼び寄せ、拠点としていきたいと決意を語っていました。提出された計画変更については問題ありません。

議 長

ありがとうございました。吉田委員からも意見があればお願いします。

吉田委員

林谷推進委員からありましたが、若干重複する部分がありますが、私としては、今回の経営育成者の条件は、その地域に居住して、集落コミュニティ形成の一役を担うことと考えていまして、先ほど 3 条の時に申しましたが、住宅付き農地を取得して家族と一緒に移住して末永く暮らしたいと言っていたので、期待しております。

そして本件の変更認定申請は、今年 4 月に就農したにもかかわらず、早々に地域特産品を視野に経営規模拡大の意向申請でありまして、内容聞き取りを行う中で、就農資金の面においても、建設的で頼もしい限りでありました。変更申請も、区役所、振興センター指導のもとに、本人が記入しておりまして、経営基盤強化促進法に於いて広島市が目指す、経営体が生産及び安定的経営に沿った変更申請であると確認しました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、3件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、106件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（12ページから14ページ）の21件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（15ページから24ページ）の54件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請（25ページ）の5件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出（26ページ、27ページ）の14件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地法3条許可取消（28ページ）の2件、及び報告第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認（29ページから31ページ）の10件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

報告第1号から第6号まで説明がございましたが、何かご質問等ございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、議事日程5の農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、令和5年度広島市農政に関する意見書案について説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

令和5年度広島市農政に関する意見書について説明します。総会、意見書検討班、地区協において、意見事項についてはご承認をいただき、意見書検討班の協議時に文章については事務局に一任するとありましたので、意見事項の趣旨は変わっていませんが、文言など修正し意見書の形式に整えて提案させていただくものです。

それでは配付資料の資料1、1ページから4ページをご覧ください。

1番目の意見事項は「農地の利活用の推進について」です。「農家の高齢化や担い手不足により遊休農地は年々増加しており、今後、加速度的に荒廃していくことが懸念されるため、農地の利活用の推進を図ること。」を掲げています。内容は、「本市の農業経営主は、65歳以上が約8割を占め、そのうち8割以上が後継ぎがいない状況にある。こうした中、ほ場整備農地については認定農業者等の担い手が約3割を利用しており、引き続きこうした方向での対応が求められる。一方、一般農地については担い手がおらず、今後、農地の荒廃が加速度的に進み、相当な面積の農地が荒廃していくことが想定される。農地は食料生産の場にとどまらず、美しい農村景観を守り、都市住民の憩いの場になるなど、地域の貴重な資源となっており、守っていく必要がある。そのためには、水稻、果樹、小豆などの省力で栽培できる作物の普及を促進することも必要である。」としています。

2番目の意見事項は「新規参入の促進について」です。「市民の食と農の体験などの機会を増やし、農に興味を持つ市民を増やすこと。」を掲げています。内容は、「農林業センサスによると、本市の農家戸数は2015年の6,135戸であったが2020年には5,189戸となり、5年で946戸、率にして15.4%の減少と大きく減ってきており、農地を守っていくためには、新たに農業に携わる人を確保していく必要がある。そのためには、昨年の意見書で述べたように、趣味的なものから「半農半X」、専業農家など、多様な農への参入が重要であり、市ではそれらにスムーズに就農できるよう、新たに就農相談窓口の整備を行うとともに、利用権設定の下限面積の引下げを行うなど積極的な取り組みを行っており、その効果を期待しているところである。市民の多様な農への参入を促進するには、農に関わる市民の裾野を大きく広げていくことも必要であり、そのためには、食と農の体験などの機会を増やすことにより、農に興味を持つ市民を増やすことが重要である。」としています。

3番目の意見事項は「持続可能な農業の推進について」です。「有機農業を始めとする減化学肥料・減化学農薬の農業に取り組み、持続可能な農業の推進を図ること。また、有害鳥獣対策については引き続き捕獲強化を進めること。」を掲げています。内容は、「有機農業を始めとする減化学肥料・減化学農薬による農業の推進は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負担を軽減させ、地球温暖化防止にも効果を示すことからSDGs達成に向けて取り組むべき課題のひとつである。こうした中で、近年、植物生理の解明等が進み、減化学肥料・減化学農薬による農業の取り組みが行いやすくなってきていることから、市をはじめJA等の関係機関が最新の知見を理解し、連携して進めていく必要がある。また、有害鳥獣の被害により農業を続けることを諦める農家もいるため、有害鳥獣対策については、引き続き捕獲強化などの対策を講じていく必要がある。」としています。

次に文言など修正した箇所を説明します。1番目の意見事項の「今後、加速度的に荒廃していくことが想定される」を、「懸念される」に、そして、後に続く文章を短く分かりやすくしました。

次に、説明についてですが、担い手不足を数字を入れてわかりやすくしました。そして、以前は「いったん荒れてしまうと農地への復元は大変な労力がかかるので、農

地の利活用を図るように」としていましたが、「農地は食料生産や農村景観を守るなど多面的な機能があり貴重な地域資源なので、農地を守っていく必要がある」に変更しました。そして、果樹の栽培を促進するようにしていましたが、水稻、果樹、小豆など省力で栽培できる作物の普及を促進するに変更しています。

次に2番の意見事項ですが、市民の農業体験や食育を学べる場の拡大としていましたが、食育とは食に関する教育や知識のことで、好き嫌いせずに栄養バランスよく食べることや食事のマナーなどの社会性を身につけることなども含まれているため、市民の食と農の体験に変更するとともに、文章を分かりやすく簡潔に変更しました。

説明については、これも農業者がどれぐらい減少しているのか、数字を入れてわかりやすくし、文章についても少し整理をしております。

次に3番の意見事項についてですが、説明をSDGs達成の文言を入れるなど、わかりやすい説明となるよう変更しております。

また、意見書の前文、意見事項の説明文については、趣旨等は変更せずに、字句や表現などに誤りがないか、今後も最後まで確認していきます。多少の修正をすることもありますので、ご了承くださいたいと思います。

以上で令和5年度市農政に関する意見書についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

吉田委員

只今説明いただいたのですが、前回の時に意見書については、内容は確認し、文章については、事務局にお任せすると回答しましたので、本日このように修正、付け加えをしていただいたものだと思います。もう少し時間があるなら、付け加えていただきたいと思います。意見事項2番、新規参入の促進についてです。平成30年と31年にも、このことは意見書として提出しているのです。その時は新規参入の促進ではなくて、推進というような言葉で、少し変えていますね。そこの部分を見て、当時からどの程度改善されたのか、推進されたのか、それをある程度参考にしていただいて、それ以上に今回は促進という言葉であるわけですから、そのことをひとつ参考にしていただきたいと思います。

また、意見事項3番、持続可能な農業の推進についてですが、有機農業ですが、農家が有機農業を進める、始める、ということで良いのですが、これは広島市農業委員として、有機農業を始める、進める、推進する、で良いのだと思いますが、当然農林水産省では、もうすでにこれを謳っています。それで、農林水産省がどのようなことを地方や農業団体や自治体に求めているのか、そのことを確認いただいて、説明の中に一行でも入れば、追加していただきたいと思います。

事務局（平木主幹）

事務局の方で調べまして、修正等がもしあれば、確認しながら進めていきたいと思

います。

吉田委員

お願いします。

佐藤委員

後で説明をいただくみたいですが、今回経営継続緊急対策事業ということで予算を組んでいただいています。3番目の持続可能な農業というところと言うと、有害鳥獣の被害により農業を続けることを諦める農家もいると書いてもらっていますが、今回の資材や肥料など色々各種高騰で諦める人の方が、有害鳥獣で諦めるより多くなる可能性があるのでは、是非とも、3番目に入るかどうか、難しいと思いますが、この価格高騰対策について、どこかに謳っていただいたらと思います。

事務局（平木主幹）

それも修正できるか、検討します。

船木委員

鳥獣対策について、推進委員の頃から、ずっと言い続けていますが、結局農家も減って、強化、強化と言っても全然改善出来ていないように感じています。これを、地域起こしもできて、全国から視察に来るくらいにやりますよ、という気合いが欲しいと思います。そのくらいの気持ちでやっていただかないと、安佐町は全然改善出来ていません。お願いします。

事務局（平木主幹）

はい。農政の方にもその旨伝えておきます。

議 長

その他、ほかに意見等ございますか。上垣内委員。

上垣内委員

上垣内です。今の件ですが、私も農業委員になって1年目で、結構小さな農業をやっていますが、色んな被害が出ています。私は沼田町ですが、よその地区でどのくらいの被害が起きているか現実には分かりません。だから今言われたように対策を打ってくださいと言っても、実際問題この地区ではこのくらいで、誰が調べるかというのは分かりませんが。この地区ではこういう被害が起きている、この地区ではこういう被害が起きている、それでは総合的にこうしよう、というのは農業委員会、県も市も含めて、対策をしないといけないと思います。色々テレビで、この間イノシシか何かやっていました。被害を防ぐためには、やっぱりみんなが、地域の者が熱を上げないと、なかなか対策出

来ないということが基本にあると思います。この地区ではこういう被害が多いので、ではこういうふうな取り組みをしようと、ある程度具体的なものを各地区で出したらいいのではないかなと思いますね。それに対して、市とか、農業委員会含めて、どうしていくかと焦点を絞っていかないと、どんどんサルも出て、イノシシも出て、シカも出て、小動物も出て、と言ったら「野菜なんか作らない方が良いわ」となります。私は出荷してないのですが、今みたいに小さな農を増やしていくということになれば、そういう新しく入られる方が、楽しみがないと農には興味を持てないと思います。非常に大きな問題ではあるのですが、そういうふうな方向で進んだら良いのではないかなと思って言わせてもらいました。

議 長

出来れば言われたように地区毎が一番良いのでしょうけど、なかなか、意見書ですので個別に出すというわけにいかないで、全体的に大きく見て、これが一番具体策だ、というのをまとめていただきたいと思います。

さっき色々意見が出ましたが、意見書の提出は10月31日です。次回の時に修正案が出来ますか。間に合いますか。厳しいですか。

小路次長

正直厳しいところはあるのですが、ご意見いただいたので、検討はしますが、いただいた案を採用できるかどうか、今この場では申し上げにくいというのが実状です。

議 長

この件は、修正など難しいそうですが、事務局はもう一回検討していただければと思います。修正の期限が近付いているので、可能であれば文言を多少は変更できるかもしれないですが、時間的にちょっと厳しいそうなので、それはもう了承していただきたいと思うのです。よろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

それでは、この意見書を農業委員会法第38条の規定に基づく意見とし、市長へ提出することにします。市長への意見書提出の日程等について、事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

令和5年度広島市農政に関する意見書の提出及び要請の日程等について説明をいたします。配付資料の5ページ及び6ページをご覧ください。

まず、市長への意見書の提出ですが、令和4年10月31日（月）で、時間は13時30分から14時で、場所は、例年どおり本庁舎10階の市長公室です。農業委員会の出席者ですが、会長、会長職務代理者、各地区協の代表者です。各地区協からの代表者については、後ほど説明いたします。

次に議長への要請ですが、同じく令和4年10月31日（月）で、時間は14時30分から15時で、場所は議事堂3階の議会公室です。農業委員会の出席者ですが、市長への意見書への提出と同じメンバーとなります。

次に各地区協からの出席者について説明します。地区協からの出席者は、昨年、一昨年と会長と副会長が交互に出席されています。今年と来年は、引き続き会長と副会長が交互に出席していただき、再来年の出席者については各地区協で協議してもらおうということでしょうか。今年、旧市地区は鍛冶山会長、安佐南区は川崎副会長、白木・高陽地区は佐藤会長、可部・安佐地区は沖田副会長、安芸区は山縣会長、佐伯区は小林副会長にお願いしたいと思っております。

また、当日のスケジュール等については、これから調整等行い、出席者の方にお伝えしたいと思っています。

議 長

以上で、農政に係る審議事項を終了いたします。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。事務局から報告をお願いします。

事務局（山崎主事）

令和4年度第3回地区協議会について、7ページ、資料2をご覧ください。すでに実施済みの地区もございますが、下の表のとおり、各地区開催いたします。今後開催される地区におかれましては日程等確認をお願いいたします。

続きまして、8ページ、資料3をご覧ください。令和4年9月の現地調査日程について説明いたします。

16日（金）の午前は旧市、午後は安芸区、20日（火）の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、21日（水）の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、農業委員会の概要（令和4年）について説明いたします。令和3年度の実績などを基に改定しました。お手元にお配りしていますので、今後の業務の参考にしていただければと思います。なお、農地利用最適化推進委員には地区協議会などで配付予定です。その他、庁内関係機関、広島県就農支援課、広島県農業会議にも配付する予定です。

続きまして、「みどりの募金」についてです。毎年、農業委員会は、「緑の募金」に協力しております。本年度も引き続き、1人当たり千円の募金を親和会でまとめて行います。募金は、カープとサンフレッチェとのコラボグッズのピンバッチで、本日、募金資材として皆様の机の上にお配りしていますので、持ち帰りいただければと思います。

最後に受付の長机のところに、活動記録簿の白紙を置いておりますので、必要な方はお持ち帰りください。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(意見あり、なし)

議 長

これで令和4年第10回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございいますか。

佐藤委員

先ほど言えば良かったのですが、青年等就農計画のところで、気になるところがありまして、64ページを見て欲しいのですが、湯来の〇〇くんの件なんですけど、タラのところで、所得率90いくつと書いてあるんですけど、このままでいいですか。何が言いたいかというと、売り上げに対して地代しか経費がかかっていないんですよ。あと、他の経費が一つも計上されていない計画がこのまま通っていいのかなと。6年目の令和9年は、所得率が98.8%。農業でこんなことはあり得ません。

事務局（平木主幹）

この経費率を見直すように伝えます。

議 長

これは事務レベルの話ですね。それでは、それはまたよく検討していただくよう、よろしくお願いします。

この後、農業経営継続緊急対策事業について、農政課から説明がありますので、よろしくお願いします。

次回の総会は、令和4年10月5日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間お疲れでございました。先ほど、青年等就農計画申請書が出ていましたが、新規就農された方の応援等々、時々訪問していただいて、お声がけしていただけたらと思いますし、また、認定農業者の方も訪問活動の一環として記録を書くようになっておりますので、出来ればそちらの方、していただけたらと思っております。

それと鳥獣害対策で、私事ですが、昨年罾猟の試験を受講いたしまして、受講費用も農林課の方へ申請しますと、全部出してくれますので、出来れば個人で罾猟取って

いただいて、捕獲をしていただければと。私のところは、3基ほど固定柵がありまして、そこを一応管理しています。先般母親が一頭とウリ坊が三頭入ってしまして、一匹尻尾を取るのを忘れて逃げました。「やれ、しもうたのう」と思いましたが、後の祭りでした。今までのところ、シカが6頭、イノシシが8頭、ウリ坊がいまして成果は上がっていますが、減っていく状況ではありません。なんとか駆除に協力できたらということで頑張っております。

それと、長くなりますが、台風の方も日にちが変わってから多分ちょっと風が強くなるのかなという感じです。明朝8時、9時頃がちょうど最接近という情報が入っておりますので、皆さん帰られましたら台風対策の方もしていただけたらと思っております。

本日は長時間ご協議いただきましてありがとうございました。